

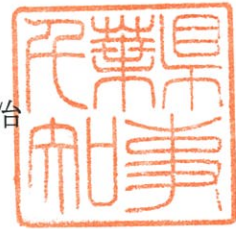
# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県鴨川市浜荻430番地1  
氏 名 有限会社妻本商店  
代表取締役 妻本 竜志

優  
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。  
第14条の2第1項

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成26年3月27日

許可の有効年月日 平成33年3月26日

## 1. 事業の範囲

### (1) 事業の区分

圧縮による中間処理

### (2) 産業廃棄物の種類

ア 廃プラスチック類, イ 紙くず, ウ 繊維くず, エ 金属くず,  
オ ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず (金属くずと一体のものに限る。)  
(これらのうち, 自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については, 石綿含有産業廃棄物を処分できない。

## 2. 事業の用に供するすべての施設

許可証別紙のとおり

## 3. 許可の条件

産業廃棄物の処理にあたっては, 騒音及び振動について, 敷地境界において鴨川市環境条例で定める規制基準値を超えないようにし, 周辺環境の保全に配慮すること。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年8月10日 新規許可

平成26年2月12日 変更届 (保管施設の変更)

平成26年3月27日 更新許可 (優良認定)

平成27年2月16日 変更許可 (産業廃棄物の種類に紙くず及び繊維くずを追加)

## 5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白

許可証別紙

事業の用に供するすべての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
圧縮施設	廃プラスチック類 0.8 t/日 (0.1 t/時 × 8時間) 金属くず 92.8 t/日 (11.6 t/時 × 8時間) (昭和54年 4月10日)	1	千葉県鴨川市 浜荻字坊谷 428番1, 429番, 430番1, 430番2, 431番, 432番1, 441番1, 442番1, 443番1, 444番1
圧縮施設	廃プラスチック類 120 t/日 (15 t/時 × 8時間) 紙くず 110 t/日 (14 t/時 × 8時間) 繊維くず 74 t/日 (9.3 t/時 × 8時間) (平成26年12月10日)	1	
廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず 及び陶磁器くずの保管施設	6.8 m <sup>2</sup> 8.2 m <sup>3</sup>	1	
廃プラスチック類の 保管施設	6.8 m <sup>2</sup> 8.2 m <sup>3</sup>	1	
紙くずの保管施設	2.0 m <sup>2</sup> 2.0 m <sup>3</sup>	1	
繊維くずの保管施設	2.0 m <sup>2</sup> 2.0 m <sup>3</sup>	1	
処理後廃プラスチック類 の保管施設	16.2 m <sup>2</sup> 8.1 m <sup>3</sup>	1	
	22.8 m <sup>2</sup> 25.65 m <sup>3</sup>	1	
処理後ガラスくず, コンク リートくず及び陶磁器く ずの保管施設	6.8 m <sup>2</sup> 8.2 m <sup>3</sup>	1	
処理後紙くずの 保管施設	8.4 m <sup>2</sup> 16 m <sup>3</sup>	1	
処理後繊維くずの 保管施設	6.8 m <sup>2</sup> 8.2 m <sup>3</sup>	1	
処理後金属くずの 保管施設	36.0 m <sup>2</sup> 72.0 m <sup>3</sup>	1	
	85.5 m <sup>2</sup> 342.0 m <sup>3</sup>	1	

以下余白

